

企業・団体向け打ち放題月額プラン利用規約

埼玉興業株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する川口グリーンゴルフ(以下「当社練習場」といいます。)における企業・団体向け打ち放題月額プラン(以下「当プラン」といいます。)のお申込み・ご利用に際しては、以下の「企業・団体向け打ち放題月額プラン利用規約」(以下「本規約」といいます。)に同意していただく必要があります。

第1条(規約の目的)

本規約は、当プランおよび当プランに基づき発送する専用打ち放題チケット(以下「打ち放題チケット」といいます。)について、申込者の申込方法、打ち放題チケットの利用方法その他必要事項を定めるものとします。

第2条(当プランの内容)

1. 当プランは、第4条に基づき当社と当プランの利用契約を締結した者(以下「利用者」といいます。)に対し、毎月1回、打ち放題チケットを発送することを内容とするものです。なお、打ち放題チケットの発行枚数は、当プランのうち申込みいただいたプラン(以下「申込みプラン」といいます。)ごとに異なります。
2. 当プランの最短契約期間は6か月とし、利用者から解約の申し出がない限り、1か月単位で自動更新されます。

第3条(申込方法)

当プランの利用を希望する者(以下「申込者」といいます。)は、本規約の内容を承諾したうえで、当社が指定する方法に従い、当プランへの申込みをするものとします。

第4条(利用契約の成立)

前条に基づき申込者が当プランの申込みを行い、当社がこれを承諾したときに、当社と申込者との間で、当プランの利用契約が成立するものとします。

第5条(打ち放題チケットの発送)

1. 当社は、当プランの利用契約の成立後、原則、7日以内に打ち放題チケットを利用者に対し発送するものとします。なお、次月以降は、毎月25日に打ち放題チケットを発送するものとします。
2. 天災地変、機器の故障、運送事情の悪化その他やむを得ない事由により、発送・配送に遅延が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第6条(月額料金の支払)

1. 利用者は、別途当社が定める申込みプランの区分に応じた当プランの月額料金を当社に支払うものとします。
2. 当社は、前条に基づき打ち放題チケットを発送した後、同日中に利用者に対し当プランの月額料金を請求します。なお、原則として月額料金の支払いは、請求書発行による後払いとします。また、請求書の発行事務を専門業者に委託する場合があります。

3. 前項にかかわらず、当プランの新規利用者については、初回 1 か月の月額料金を無料とします。なお、過去に当プランを利用していたことのある利用者については、本項の適用対象外とします。

第 7 条(料金滞納時の取扱い)

1. 利用者が当プランの月額料金を請求書記載の支払期限までに支払わなかった場合、当社は、利用者に対し相当期間を定めて月額料金の支払いを催告するものとします。
2. 前項の催告期間内に利用者が月額料金の支払いをしないとき、当社は、利用者に対し、当プランの利用停止または利用契約の解除を行うことができるものとします。
3. 前項に基づき当プランの利用停止または利用契約の解除を行った場合でも、利用者は、未払いの月額料金の全額について、支払義務を免れないものとします。
4. 本条に基づく当プランの利用停止または利用契約の解除により利用者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第 8 条(打ち放題チケットの利用方法)

利用者は、当社練習場にて、打ち放題チケットをご提示いただくことで、60 分間の打ち放題サービス(以下「当サービス」といいます。)を受けることができます。なお、当サービスの利用にあたっては、当社練習場に掲示する利用約款に従う必要があります。

第 9 条(利用の非保証)

1. 打ち放題チケットは、当社練習場の常時利用または優先的利用を保証するものではありません。
2. 当社練習場が満員の場合、天災により当社練習場が利用できない場合その他やむを得ない事情により当社練習場をクローズする場合には、当サービスが提供可能になるまでお待ちいただくか、または状況によっては当サービスの提供をお断りする場合があります。

第 10 条(有効期限)

打ち放題チケットは、券面に記載された有効期限内のみ利用することができます。有効期限経過後は利用することはできません。

第 11 条(禁止行為)

利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。なお、打ち放題チケット保持者の行為は、利用者の行為とみなします。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 当社又は他の利用者の権利又は利益を侵害する行為
- (3) 当社による当プランおよび当サービスの提供を妨害する行為
- (4) 営利目的で打ち放題チケットを第三者に転売する行為
- (5) 自ら又は第三者を利用した次の行為
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ その他前各号に準ずる行為

第12条(換金・払戻の不可)

打ち放題チケットの有効期限の前後を問わず、打ち放題チケットの換金または払戻しはいたしません。

第13条(交換・再発行の不可)

打ち放題チケットの有効期限の前後を問わず、打ち放題チケットの交換または再発行はいたしません。

第14条(申込・利用の拒絶)

申込者または利用者が当社の定める与信基準を満たさないと当社が判断した場合、または当社との信頼関係を損なう行為があったと当社が認めた場合、当社は当プランの申込み、更新、および打ち放題チケットの利用を拒絶することができます。なお、この場合であっても、当社は打ち放題チケットの換金、払戻し等を行いません。

第15条(紛失・盗難等による損失)

打ち放題チケットの紛失・盗難等により生じた損失について、当社は一切の責任を負いません。

第16条(解約方法)

1. 利用者が当プランの利用契約を解約する場合は、当社が指定する方法で、当月の10日までに解約を当社に申し出るものとします。なお、解約申し出が当月の11日以降になったときは、当月分の打ち放題チケットは発送され、翌月分からの解約となります。
2. 前項の規定にかかわらず、利用者は、当プランの最短契約期間である利用契約締結後6か月間は、当プランの利用契約を解約することができないものとします。
3. 利用者は、解約後であっても、未払いの月額料金の全額について支払義務を免れないものとします。

第17条(プラン内容変更方法)

利用者が打ち放題チケットの枚数等の申込みプランの内容の変更を希望する場合は、当社が指定する方法で、当月11日までに変更を申し出るものとします。なお、変更申し出が当月10日以降になったときは、変更前の申込みプランに基づき当月分の打ち放題チケットは発送され、翌月分からの変更となります。

第18条(当プランの終了)

当社は、当プランの提供を終了することがあります。この場合、当社は、その6か月前までに利用者にその旨および終了日を通知するものとします。

第 19 条(当社の損害賠償責任)

当社は、故意または重大な過失がある場合を除き、当プランの利用に起因又は関連して利用者が被った損害を賠償する責任を負いません。

第20条(契約者の損害賠償責任)

利用者は、その責めに帰すべき事由により当プランの利用に起因又は関連して当社又は他の利用者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第21条(反社会的勢力の排除)

1. 申込者、利用者または打ち放題チケット保持者が、暴力団その他の反社会的勢力に該当する場合、当プランの申込み、および打ち放題チケットの利用はできません。
2. 申込者が暴力団その他の反社会的勢力に該当することが判明した場合、当社は申込者による当プランへの申込みを拒絶します。
3. 利用者または打ち放題チケット保持者が暴力団その他の反社会的勢力に該当することが判明した場合、当社は催告なく利用者との利用契約を解除し、当プランの利用を直ちに停止します。この場合、利用者は打ち放題チケットの換金、払戻し、損害賠償その他の請求を一切行えません。

第 22 条(譲渡禁止)

利用者は、本規約および利用契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができません。ただし、営利目的での転売を除き、打ち放題チケットの譲渡は可能です。

第 23 条(利用約款の適用)

本規約に定めのない事項は、当社練習場に掲示する利用約款に従うものとします。

第 24 条(規約の変更)

当社は、利用者の事前承諾なく本規約を変更することができます。本規約を変更する場合、当社は変更内容およびその効力発生時期を当社ホームページへの掲載その他適切な方法で告知します。

第 25 条(準拠法、合意管轄裁判所)

1. 本規約の解釈および適用は、日本国法に準拠します。
2. 本規約および当プランに関する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2026 年 1 月 10 日 制定